



4. 高校生のデートDVに対する意識と実態

(1) 意識調査の実施概要

デートDVに関する高校生の意識と実態を把握し、本計画の策定と今後の施策推進に役立てる目的で、2017（平成29）年度に「DVに関する市民意識調査」を実施しました。

図表 調査概要

調査の種類	高校生意識調査
調査対象	市内の高等学校に在籍する生徒
対象者数	714人
抽出方法	市内の高等学校に在籍する生徒全員
調査方法	学校にて配布・回収（調査票は無記名）
調査期間	2017（平成29）年8月29日（火）～2017（平成29）年8月31日（木）

図表 回収状況

調査の種類	高校生意識調査
発送数	714票
回収数	701票
無効票	0票
有効回答数	701票
有効回答率	98.2%

図表 調査内容

高校生意識調査
<ul style="list-style-type: none">● 「DV」の認知度● 「デートDV」の認知度● 「デートDV」をどこで知ったか● 交際相手の有無、出会ったきっかけ● 交際相手から暴力行為を受けた経験● 交際相手から暴力行為を受けたときの対応とその理由● 暴力にあたると思う行為● 交際相手からの暴力を防止するために必要なこと

(2) 意識調査の主な概要

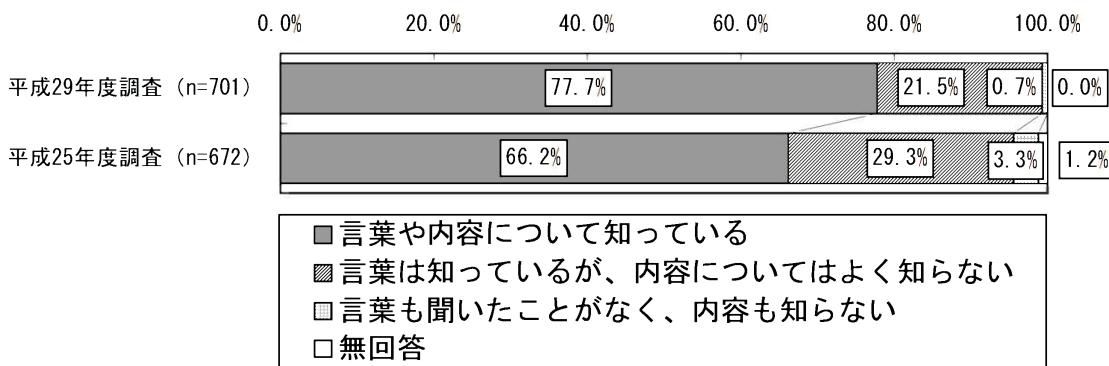
① 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」「デートDV」の認知状況

ア. 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知状況

「DV」の認知状況については、「言葉や内容について知っている」が77.7%となってています。

2013（平成25）年度調査と比べると、「言葉や内容について知っている」は増加しています。

図表 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の認知状況

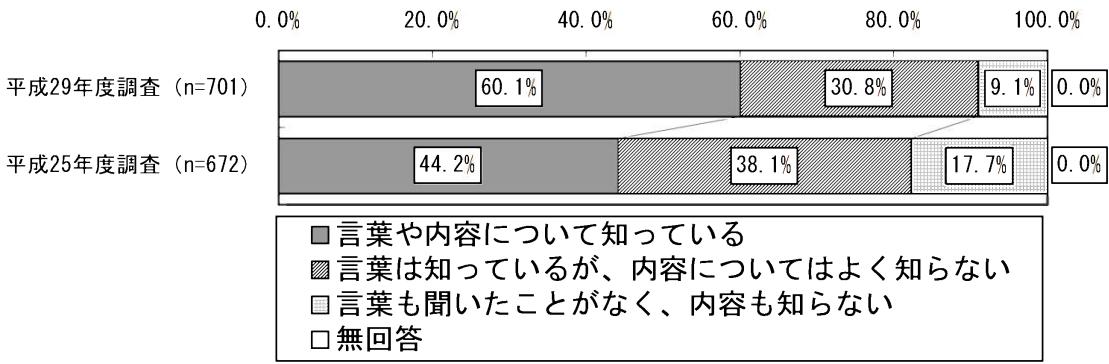


イ. 「デートDV」の認知状況

「デートDV」の認知状況については、「言葉や内容について知っている」が60.1%となっています。

2013（平成25）年度調査と比べると、「言葉や内容について知っている」は増加しています。

図表 「デートDV」の認知状況



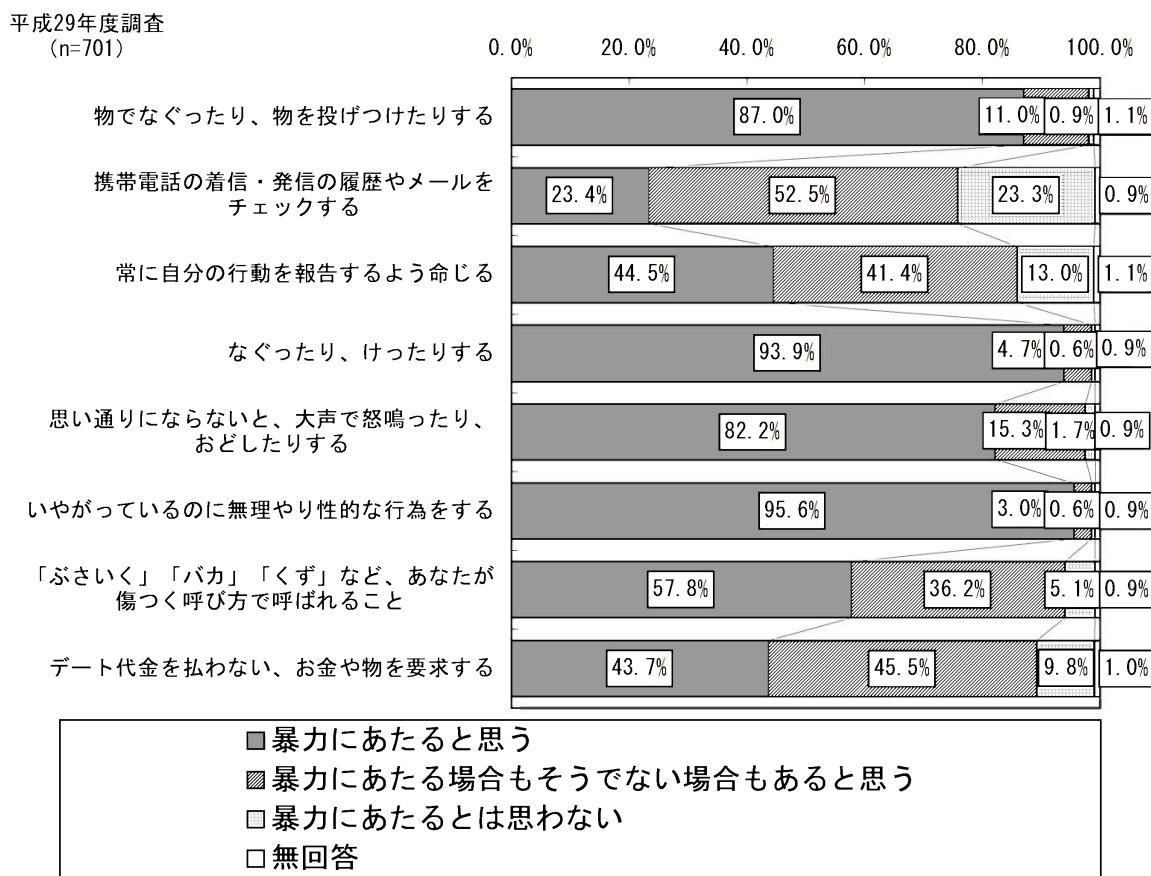
デートDVの認知度（内容も知っている）は増加していますが、DVの認知度と比べてデートDVのほうが現在の自身の問題になりやすいにもかかわらず、認知度が低くなっています。

②暴力にあたると思う行為

暴力にあたると思う行為の問い合わせでは、「暴力にあたると思う」が多いのは順に、「いやがっているのに無理やり性的な行為をする」(95.6%)、「なぐったり、けったりする」(93.9%)、「物でなぐったり、物を投げつけたりする」(87.0%)等となっています。

一方、「暴力にあたると思う」が少ないのは順に、「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックする」(23.4%)、「デート代金を払わない、お金や物を要求する」(43.7%)、「常に自分の行動を報告するよう命じる」(44.5%)等となっています。

図表 暴力にあたると思う行為



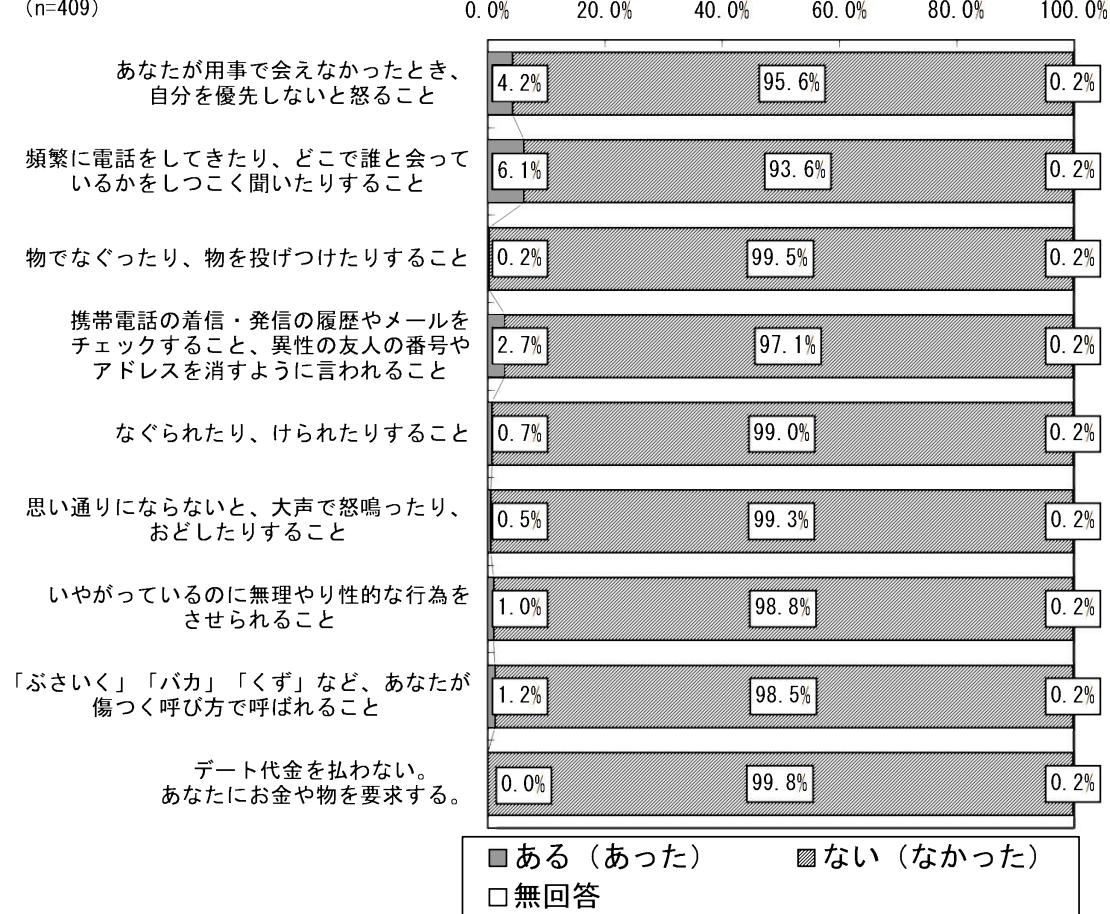
設問の行為はすべてデートDVに該当する行為ですが、大声で怒鳴ることや合意のない性的行為、物で殴るといった暴力としてわかりやすい行為については暴力であるという認識が高いものの、相手を監視したり行動を制限するような行為、金銭的な負担を相手に負わせる行為については暴力との認識が低くなっていることがうかがえます。

③デートDV被害経験の状況

交際相手が「いる」、または「いた」ことがある人に、交際相手から暴力行為を受けたことがあるか尋ねたところ、「ある（あった）」が多い行為は順に、「頻繁に電話をしてきたり、どこで誰と会っているかをしつこく聞いたりすること」(6.1%)、「あなたが用事で会えなかつたとき、自分を優先しないと怒ること」(4.2%)、「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックすること、異性の友人の番号やアドレスを消すように言われること」(2.7%) 等となっています。

図表 デートDV被害経験の状況

平成29年度調査
(n=409)



交際相手が「いる」、または「いた」ことがある人について、交際相手から暴力行為を受けたことがあるかを性別にみると、「あなたが用事で会えなかったとき、自分を優先しないと怒ること」と「携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックすること、異性の友人の番号やアドレスを消すように言わされること」については男性のほうが「ある（あった）」が多くなっていますが、それ以外の行為について女性のほうが「ある（あった）」が多くなっています。

図表 性別 デートDV被害経験の状況

		あなたが用事で会えなかったとき、自分を優先しないと怒ること	頻繁に電話をしてきたり、どこで誰と会っているかをしつこく聞いたりすること	物でなぐったり、物を投げつけたりすること	携帯電話の着信・発信の履歴やメールをチェックすること、異性の友人の番号やアドレスを消すように言わること	なぐられたり、けられたりすること	思い通りにならないと、大声で怒鳴ったり、おどしたりすること	いやがっているのに無理やり性的な行為をさせられること	「ぶさいく」「バカ」「くず」など、あなたが傷つく呼び方で呼ばれること
ある (あった)	女性 (n=235)	3.8%	8.1%	0.4%	1.7%	0.9%	0.9%	1.7%	2.1%
	男性 (n=173)	4.6%	3.5%	0.0%	4.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
ない (なかった)	女性 (n=235)	95.7%	91.5%	99.1%	97.9%	98.7%	98.7%	97.9%	97.4%
	男性 (n=173)	95.4%	96.5%	100.0%	96.0%	99.4%	100.0%	100.0%	100.0%

※「デート代金を払わない。あなたにお金や物を要求する。」については「ある（あった）」が0%なので割愛しています。

相手の行動を制限するような行為や、相手を独占するような自己中心的な行為は性別を問わず発生していることがうかがえます。また、「物でなぐったり、物を投げつけたりすること」、「なぐられたり、けられたりすること」といった身体的な暴力を受けたことがある人も一定数おり、女性でより多くなっています。

第3章 施策の基本的な考え方



1. DV対策計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本方針

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、あらゆる暴力を許さない社会づくりやDV防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現をめざします。

(2) 施策の重点目標

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を著しく害し、時には生命の安全を脅かすおそれがあることから、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。また、DVは被害者となった男女両性の人権に対する蔑視や固定的な性別役割分担意識⁹が一因となってもたらされるものであり、本市が目指す男女共同参画社会¹²の実現を妨げる行為です。

本計画では「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点目標に掲げ、本市に住む誰もが暴力の不安に怯えることなく、また、暴力で人を傷つけることがないよう、あらゆる暴力の根絶に取り組みます。被害者に対しては、本市だけではなく、警察や県の関係機関、民間団体との連携・協力により、自立に向けて、安心して歩みを進められるよう継続的かつ被害者の心情を尊重した支援に取り組みます。

(3) 施策の基本課題

DVの防止及びDV被害者の保護と自立を図るため、5つの基本課題を掲げ、被害者の立場に立ちながら、被害者の個々の状況に応じた総合的な支援に取り組みます。

基本課題 I 相談体制の充実

配偶者（パートナー）や交際相手等、親密な関係性の中で起こる暴力は周囲に気づかれにくいことや、相談につながらないために、被害が潜在化してしまうケースが多くあります。

被害の深刻化を防ぎ、被害者だけで悩むことなく早期に必要な支援を行うために、相談窓口を周知するとともに、被害者の情報保護及び二次被害の防止に努め、安心して相談ができる相談体制を築きます。また、加東市配偶者暴力相談支援センターを中心とする関係機関との連携を強化し、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援の実現をめざします。

基本課題Ⅱ 被害者の安全確保

被害の深刻化を防ぎ、早期に被害者及び子ども等の同伴家族の安全を確保し、自立に向けて支援していくことが重要です。また、子どもに対しては、著しい心理的外傷^{*5}やその後の生活への影響を考慮し、安心感を得て健やかに成長していくよう継続的に支援していく必要があります。

警察や県、被害者支援に取り組む民間団体等と連携を密にし、緊急時における被害者及び子ども等の同伴家族の安全確保に努めるとともに、被害者の情報保護の観点から、情報管理の徹底を図ります。

基本課題Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援

被害者の自立に向けた過程で生じる、外出先で加害者と遭遇する危険性や各種手続きにおける心理的負担、新しい生活に対する不安を軽減するとともに、自立へのスムーズな移行を支援し、生活再建の道筋を立てていくことが大切です。

被害者が早期に自立した生活を送れるよう、警察や県、被害者支援に取り組む民間団体等と協力しながら、生活の再建や住宅の確保、就労に向けた支援を行うとともに、DVに巻き込まれた子どもについても、学校や保育所、要保護児童対策地域協議会^{*21}等と連携し支援を行っていきます。

基本課題Ⅳ DVを許さない意識づくりの推進

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の生命と尊厳を脅かすだけでなく、男女平等の実現の妨げにもなっています。また、交際相手との間でも様々な形で暴力は生じる可能性があり、被害の低年齢化が懸念されています。

あらゆる暴力を容認しない社会風土を形成するため、DV被害の実態やDVの特性・背景等について啓発を行い、市民一人ひとりのDVに対する認識を深めていきます。また、子どもの目の前で生じる面前DVが及ぼす子どもへの影響は深刻であり、児童虐待のひとつとして啓発します。

さらに、交際相手との間で生じるデートDVについて、学校教育において防止教育を進めることで、早い時期から人権尊重や暴力根絶の意識を根付かせていきます。

基本課題Ⅴ 支援体制の充実

被害者への適切な支援のためには、安全確保と自立に向けた各段階で関係機関と緊密な連携を図ることが大切です。

被害者の円滑・迅速な保護、適切な支援を行うため、警察や県の関係機関との連携・協力体制を強化するとともに、被害者支援を行う民間団体の活動を支援します。また、府内においてもDV防止に向けたネットワークをさらに構築していきます。

さらに、DVの特性について十分に理解し、きめ細かでニーズに応じた支援を担う人材の育成に努めます。

(4) 計画の体系（案）

重点目標

配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

基本課題

施策の基本的方向



具体的施策

- (1) 加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実
- (2) 相談窓口の周知と充実
- (3) 相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人）に応じた情報提供や相談支援

- (1) 相談員等の各種研修への参加
- (2) 相談員等への被害防止、心理的ケアの実施

- (1) 被害者及び同伴家族の安全確保
- (2) 子どもの安全確保
- (3) 警察や県との連携による一時保護

- (1) 住民基本台帳の閲覧等の制限
- (2) 関係部局における情報管理の徹底

- (1) 保護命令制度に関する情報提供
- (2) 裁判所への同行支援

- (1) 自立に向けた情報の提供
- (2) 生活再建に向けた支援
- (3) 住宅の確保に向けた支援
- (4) 就労に向けた支援
- (5) 心理的ケアに関する相談窓口の情報提供

- (1) 就学や保育に関する支援
- (2) スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施
- (3) 関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施

- (1) 冊子やカードなどの啓発物品の配布
- (2) 市民向け講演会の開催
- (3) 「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）の周知

- (1) デートDV防止教育・啓発の実施
- (2) 発達段階に応じた教育・啓発の実施

- (1) 市民への意識調査の実施
- (2) 災害時におけるDV等被害者の相談対応マニュアルの検討

- (1) DV被害者支援対応マニュアルの活用
- (2) DV防止ネットワーク会議の開催

- (1) 警察や県など、関係機関との支援体制の強化
- (2) 広域的な被害者支援の実施
- (3) 民間の被害者支援団体との連携

- (1) 職員に対する教育の実施
- (2) 支援団体の育成

第4章　具体的施策

※本章では、各施策の施策コード欄に「新規事業」「継続事業」の別を表示しています。過去から実施している事業で、本計画において事業の名称を改めたものも、「継続事業」と表示しています。



基本課題 I 相談体制の充実



1. 相談窓口体制の周知と充実

(1) 加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実

2017（平成29）年度に開設した加東市配偶者暴力相談支援センターの周知により、被害者の相談窓口の利用を促し、被害の深刻化を防ぐとともに早期支援につなげます。また、同センターが被害者支援の中心的役割を果たすことができるよう、関係機関や民間の支援団体との緊密な関係構築に努めます。

施策コード	取組	内容	担当課
I-1-(1)-① (継続事業)	加東市配偶者暴力相談支援センターの周知と充実	○加東市配偶者暴力相談支援センターの相談窓口を周知するため、啓発グッズを配布します。	福祉総務課

(2) 相談窓口の周知と充実

市の広報紙やホームページ等により「女性のための相談」窓口を周知するとともに、被害者の相談窓口の利用を促し、被害の深刻化を防ぐとともに早期支援につなげます。

施策コード	取組	内容	担当課
I-1-(2)-① (継続事業)	「女性のための相談窓口」の周知	○広報紙やホームページ等で相談窓口を周知し、「女性のための相談窓口」につなげます。	福祉総務課

(3) 相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ、外国人）に応じた情報提供や相談支援

様々な状況に置かれている被害者のプライバシーを守り、安心して相談窓口を利用できる体制を整えます。電話や来所以外の相談方法、多言語への対応についても検討し、コミュニケーションに支援を必要とする方の相談にも対応できる体制づくりを推進します。

施策コード	取組	内容	担当課
I-1-(3)-(1) (継続事業)	相談者の特性（障害者、高齢者、性的マイノリティ ⁸ 、外国人）に応じた情報提供や相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者、高齢者、性的マイノリティ等、相談者に応じた相談支援を関係各課と連携し行います。 ○外国人の相談に対応できるよう、通訳等が利用できる体制を整えます。 	福祉総務課 高齢介護課 社会福祉課
I-1-(3)-(2) (継続事業)	人権擁護委員等を対象とした研修会の実施	○人権擁護委員等を対象とした、相談技術や知識の向上のための研修会を実施します。	人権協働課



2. 相談員等の資質向上

(1) 相談員等の各種研修への参加

被害者の支援に携わる相談員等に対して、研修に参加する機会をつくり、相談者に適切に対応できるよう資質の向上を図ります。

施策コード	取組	内容	担当課
I-2-(1)-① (継続事業)	相談員等の資質の向上	○被害者の支援に携わる相談員等に対して、研修に参加できる機会をつくり、相談員等の資質向上を図ります。	福祉総務課

(2) 相談員等への被害防止、心理的ケアの実施

相談員等がバーンアウト状態や二次受傷により心身の健康を損なうことなく、継続的、安定的に支援ができるよう、研修等により相談員等への心理的ケアを実施します。また、加害者等からの追跡等により相談員等が直接加害者に接触することがないよう安全対策を講じます。

施策コード	取組	内容	担当課
I-2-(2)-① (継続事業)	相談員等へのメンタルヘルス研修、心の相談の実施	○他機関が実施するDV研修の情報提供を行うとともに、メンタルヘルス研修を実施します。 ○心の相談の実施により、相談員等の心身の健康保持に努めます。	人事課 福祉総務課

基本課題Ⅱ 被害者の安全確保



1. 緊急時における安全確保

(1) 被害者及び同伴家族の安全確保

被害者からの緊急な相談に対し、警察や県の関係機関との連携を密にし、一時保護に引き継ぐまでの被害者自身と子ども等、同伴家族の安全を確保します。

施策コード	取組	内容	担当課
II-1-(1)-① (継続事業)	警察や関係機関との連携による一時保護所までの同行支援の実施	○一時保護に引き継ぐまでの被害者自身と同伴家族の安全を確保するために、警察と連携して、一時保護所までの同行支援を実施します。	福祉総務課 関係機関 (学校・保育所等)

(2) 子どもの安全確保

被害者が避難時に同伴できなかった子どもの安全を確保するため、子どもやその家庭に関する情報を県のこども家庭センター、警察、学校等と共有し、子どもが安心して生活ができるよう継続的な支援を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
II-1-(2)-① (継続事業)	関係機関との連携による子どもの安全確保の実施	○子どもやその家庭に関する情報を県のこども家庭センターや学校等と共有し、子どもが安心して暮らすことができるよう、継続的な支援を行います。	福祉総務課 関係機関 (学校・保育所等)

(3) 警察や県との連携による一時保護

緊急に被害者の保護が必要となった場合には、警察や県の女性家庭センターと連携を図り、一時保護を実施します。

施策コード	取組	内容	担当課
II-1-(3)-① (継続事業)	警察や関係機関との連携による一時保護の実施	○DV被害者等の一時保護が必要となった場合、警察や県の女性家庭センターと連携を図り、一時保護を実施し、被害者等の安全を確保します。	福祉総務課



2. 被害者の情報の保護

(1) 住民基本台帳の閲覧等の制限

被害者の安全確保の観点から、「住民基本台帳事務における支援措置」について、被害者へ手続き等の情報を提供します。支援措置の申出があった場合、被害者の住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行を制限します。また、被害者のマイナンバーを知る加害者がこれにより情報開示を求めた場合に、被害者情報の保護を徹底するため、関係機関における情報の共有化と、被害者にはマイナンバー制度における不開示措置の申出に関する助言を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
II-2-(1)-① (継続事業)	住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行・マイナンバーによる情報開示の制限	○「住民基本台帳事務における支援措置」の申出があった場合に、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの発行を制限し、安全を確保します。 ○「マイナンバー制度における不開示措置」の申し出があった場合に、被害者の情報開示を制限し、安全を確保します。	市民課 福祉総務課

(2) 関係部局における情報管理の徹底

被害者及び子どもの安全を確保するため、関係部局における情報管理を徹底します。

施策コード	取組	内容	担当課
II-2-(2)-① (継続事業)	被害者情報の取り扱いに関する関係者間での共通認識の形成	○被害者及び子どもの安全を確保するため、住民基本台帳等により事務処理を行う関係各課に対して閲覧制限等の制度の周知を図り、情報の適切な共有化と情報管理を徹底します。	福祉総務課 市民課 学校教育課 税務課 保険医療課 こども教育課 健康課 管理課 関係各課



3. 保護命令等の情報提供と申立にかかる手続きの支援

(1) 保護命令制度に関する情報提供

被害者に、保護命令制度についての情報提供をするとともに、申立書等の書面作成に関する助言を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
II-3-(1)-① (継続事業)	保護命令制度に関する情報提供の実施	○保護命令制度の説明と、保護命令関係書類の作成の支援を行います。	福祉総務課

(2) 裁判所への同行支援

被害者が配偶者等への保護命令の発令を裁判所に申し立てるにあたり、相談員等が裁判所へ同行支援等を行い、被害者の精神的負担を軽減します。

施策コード	取組	内容	担当課
II-3-(2)-① (継続事業)	保護命令申立時の裁判所への同行支援	○保護命令を裁判所に申し立てる際に、裁判所への同行支援を行います。	福祉総務課

基本課題Ⅲ 被害者の自立支援と生活再建の支援

1. 被害者の自立に向けた支援

(1) 自立に向けた情報の提供

被害者の自立に向けて、離婚や親権等の司法手続きに関する情報提供を行い、専門的な相談を必要とする場合には、相談機関についての情報も提供します。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-1-(1)-① (継続事業)	自立に向けた情報の提供	○被害者の自立に向けて、離婚や親権等の司法手続きに関する情報提供を行います。	福祉総務課 関係各課

(2) 生活再建に向けた支援

被害者の置かれた状況に応じて、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等に定められた制度について説明し、必要に応じた制度を利用して、生活再建が図ることができるよう支援します。被害者が転居先で生活を始める際には、医療保険、国民年金、健康診断や子どもの予防接種等の必要な行政サービスを受けることができるよう、他市町との連携や同行支援を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-1-(2)-① (継続事業)	生活再建に向けた諸手続きの支援と情報提供	○被害者の状況に応じて必要な行政サービスを受けることができるよう、他市町との連携や同行支援等を行います。	福祉総務課 市民課 保険医療課 健康課 関係各課

(3) 住宅の確保に向けた支援

保護命令の適用や一時保護を利用した被害者について、県営住宅や市営住宅の情報提供や母子生活支援施設等の情報提供を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
Ⅲ-1-(3)-① (継続事業)	住宅に関する情報の提供	○保護命令の適用や一時保護施設に入所した被害者に対して、母子生活支援施設等の情報提供を行い、住居の確保に努めます。 ○県営住宅や市営住宅の入居条件等の情報提供を行います。	福祉総務課 都市政策課

(4) 就労に向けた支援

ハローワークや市の就労支援室と連携し、被害者の状況に応じた就労支援を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
III-1-(4)-① (継続事業)	ハローワーク等と連携した就労支援の実施	○ハローワークや市の就労支援室と連携し、被害者の状況に応じて、求人情報の提供や就職活動のアドバイス、就労に関する相談対応等を行います。	福祉総務課 商工観光課

(5) 心理的ケアに関する相談窓口の情報提供

被害者的心の健康の回復を目指し、被害者の心理相談やカウンセリングを実施している機関の情報提供を行い、被害者だけで悩むことなく、早期に相談機関につなぐことで被害の深刻化を防ぎます。

施策コード	取組	内容	担当課
III-1-(5)-① (継続事業)	心理相談やカウンセリング機関の情報提供の実施	○ D V 被害者の心理相談やカウンセリング機関の相談窓口の周知と情報提供を行います。	福祉総務課 健康課



2. 被害者の子どもへの支援

(1) 就学や保育に関する支援

就学や保育について、被害者の状況に応じて柔軟に対応するとともに、被害者の子どもが避難先で安心して適切に就学できるよう、手続き等の支援を行います。

施策コード	取組	内容	担当課
III-2-(1)-① (継続事業)	被害者の子どもの就学等の手続きの支援	○就学や保育について避難先の教育委員会等の関係機関と連携し、転校等の手続きの支援を行います。また、必要に応じて同行支援を行います。	学校教育課 こども教育課 福祉総務課

(2) スクールカウンセラーの配置による心理的ケアの実施

学校にスクールカウンセラー^{*6}を配置し、DVの影響を受け家庭環境に不安を抱く子どもや子育てに悩みを抱える被害者の心のケアを行います。

施策コード	取組	内容	担当課
III-2-(2)-① (継続事業)	スクールカウンセラーによる心のケアの実施	○子どもや保護者を対象に、スクールカウンセラーによる教育相談を実施し、支援を行います。	学校教育課

(3) 関係機関との連携による子どもへの継続的な支援の実施

子どもがDVを目撃するなど、DVに巻き込まれた子どもの支援については、要保護児童対策地域協議会において関係機関の支援方針等について情報共有を図り、被害者やその子どもへの継続的な見守りを行います。

また、学校や保育所等においては、保育教諭、学級担任等が子どもの情況を把握し、継続的に見守ります。

施策コード	取組	内容	担当課
III-2-(3)-① (継続事業)	要保護児童対策地域協議会との連携による子どもへの支援の実施	○要保護児童対策地域協議会において、関係機関の支援方針等について話し合い、情報共有を図ります。	福祉総務課 関係各課
III-2-(3)-② (継続事業)	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問や乳幼児健診の実施等	○乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診等を実施し、面接相談と子どもの成長・発達の確認を行うことで、被害者の状況把握と継続支援を行います。	健康課
III-2-(3)-③ (継続事業)	子どもの学級担任による相談等の実施	○学級担任等が子どもの状況を把握し、関係機関との連携により継続的に子どもを見守ります。 ○子どもに対し定期的に教育相談を行うことで、家庭から離れた場に子どもが相談しやすい環境をつくります。	こども教育課 学校教育課